

社会福祉法人子育て会役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人子育て会（以下「本会」という。）定款第8条及び第21条に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関して定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理 事
- (2) 監 事
- (3) 評議員

(報 酬)

第3条 前条第1号に定める役員等の報酬は、評議員会の決議を得て支給することができる。

2 本会が運営する施設の職員で、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、監事監査、評議員会、評議員選任・解任委員会、苦情解決第三者委員会の他、理事長が必要と認めた会議または施設行事に出席したときは費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、会議出席一回につき2,000円とする。ただし、同日同会場で複数の会議に出席した場合は、実態に応じて複数を一回の会議とみなすものとする。

3 本会が運営する施設の職員で、職員給与が支給されている役員等に対しては、費用弁償は支給しない。

(旅 費)

第5条 本会の役員等の旅費は、本会旅費規程を準用する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会にて行う。ただし、金額のおよび支給基準に変更がある場合には評議員会の決議を得なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。